



## 第1節 汚物処理問題と下水渠の整備・改修

大正から昭和戦前期における宇都宮（現在の本庁地区）の下水をめぐる問題については、大きく3つに分けることができる。①市営の塵芥焼却場建設と汚物処理の問題、②下水渠の整備と拡張、③市中心部を流れる田川と釜川への汚物投棄による汚染と水害対策である。これらの問題は、この当時ですべて解決した訳ではなく、下水道事業の長年の懸案事項として、そして市政の重要課題として顕在化していた。

### 1 汚物処理の市営化問題

#### 市営汚物焼却場建設案の浮上

明治34（1901）年に京都市で直営の収集がはじまって以降、大都市でごみ収集と処理の市営化がはじまっていた。宇都宮でも明治45（1912）年に市の直営でし尿を含む汚物処理をすることが決められていた（『宇都宮市議会史 記述編1』）。これを受けて、大正2（1913）年2月27日の市会で、この年の1月15日に提出された市営案を審議したが否決されていた。

なぜ市営案は否決されたのか。市当局が「保健衛生上より汚物掃除法に依り生ずる市内の塵芥を全部焼却処分の計画を立て」、池上町の業者ら3名からの陳情もあって、この業者らに来年4月1日から随意契約で汚物を払い下げようとした。これに対し、今泉町ほ

か8町の農家が「農家の利益を奪い市の生産を害する」と「憤慨」し（大正2年2月7日『下野新聞』）陳情書を提出。猛烈な反対運動が展開されたため、市当局は前述のように市営案を提出するも、「的確なる調査なきを以て該調査を遂げ」（大正2年2月28日『下野新聞』）た等の理由で否決された。

もともと、今泉町ほか8町の農家は、「塵芥投棄場」を無料で提供する代わりに汚物を無償で払い下げを受けていた。とはいえ、従来の投棄場は「人家又は用水に接近し、衛生上大に顧慮せざるべからざる事情」があった（大正2年2月28日『下野新聞』）。

焼却場設置問題は、衛生・経費の観点から調査委員による調査が行われ、結局焼却に関する施設が完成するまでにし尿の無償払い下げが4月1日から翌3（1914）年3月31日まで継続されることとなった（『宇都宮市議会史 記述編1』）。

#### 汚物払い下げ問題

その後、市営の汚物焼却場建設については、「既に立案し居るも之に対する反対」があり、なかなか建設されなかった（大正5年8月4日『下野新聞』）。そして市が収集した汚物は、引き続き関係農家へ無償で払い下げられていた。そして大正7（1918）年のはじめ、県会議員2名が年2,000円で汚物の払い下げに応じたい旨を当時の谷誠之市長へ申し込んだ。市会議員の中には、「財政上衛生上」の観点か

**市塵芥処分問題** △調査行儀となる

市が保健衛生上より汚物掃除法に依り生ずる市内の塵芥を全部焼却処分する計を以て池上町、扇田、常盤外三名に對し來四月一日より隨意契約に依り掃下せしむるに對し従來塵芥掃下場を無償提供し交換し居りし今泉外八ヶ町の農家は市が従來關係深き農家を疎外し却て農業を營まざる少數請負者に掃下せざるは農家の利益を奪ひ奪て市の生産を害するものとて憤慨し衛生上より掃却の必要あり且つ無償掃下が市の經濟に關係するものありとせば之亦無條件にて掃下を受けんとするものにあらずれば少數請負者を排斥して農家の利益を保護されたとして市長並に市會議長に連署陳情書を提出せる由は既記の如くなるが市當局にても同陳情の旨意が合理的にして且つ之を排斥すれば却て多數農家の反感を激せしめ掃却場設置に際しても尙ほ故障の起るべきを慮慮し又一方農家側にては一旦掃却すれば肥料として質素を減すべきにより可成なれば従來通りの方法に依りて肥料としたき心算なるも従來の投棄場にては人家又は用水に接近し衛生上大に顧慮せざるべからざる事情ありさればて現在市の汚物掃却運搬夫は一日卅七錢の賃銀を支拂計名を便後し居り此の經費のみにて年額二千七百餘圓に達し假に掃却の計畫を放棄すべしせば勢ひ人家に遠かり衛生上欠点なき地点に運搬せざるべからざるは自然衛生費の増額は免るべからざるに於て諸般の關係上調査委員に於ても目下調査行儀の感なりと云ふ

図S2-1 汚物処理問題を報じた記事(大正2年2月7日『下野新聞』)

らこの申し出を承諾することは市として最も適切と訴える議員もいたという(大正7年1月31日『下野新聞』)。そこで市当局は、この申し出について「来年度予算編成終了を俟つて調査に着手」すると明言し(大正7年1月31日『下野新聞』)、調査委員会を立ち上げた。

この問題は市民の関心も呼んだようで、有償の払い下げに応じるか、「農民保護を名として依然無償払下を継続するか」あるいは「殆ど名をみの有償にて農会に払下ぐるか」(農会とは、明治32年の農会法で公認された農業団体)について、「有志演説会を開き之れ等問題に関する意見を市民に訴ふべし」との

動きもあった(大正7年2月3日『下野新聞』)。しかし、市農会など関係者間との協議が不調に終わるなど協議は難航したが、結局3月23日の調査委員会での協議の結果、年600円4年契約で払い下げることで決着した(大正7年3月24日『下野新聞』)。

**市営汚物焼却場の建設**

大正2年の市営汚物焼却場建設案の問題の際にも出た市内10カ所にあった汚物置き場は、依然として「設備不完全」で「衛生上宜しからず」という状態であった。そのため、市農会では周囲の板囲いなど不完全なところは修理をするが、築瀬と下河原町にある2カ

所の汚物置き場については「適当の地に移転すべき」との考えを持っていた(大正8年8月8日『下野新聞』)。

その後、大正12(1923)年ごろから、市営汚物焼却場の設置計画の調査が行われ(『大正十二年 宇都宮市事務報告書』)、ようやく

**汚物拂下決定**

△調査委員会にて

汚物拂下問題は市當局が消防組合の調査費支拂方を市農会に交渉せる等殆んど別問題に屬すべきものを混同せるため行儀を生じ二十一日に開會せる汚物問題關係者協議會も既報の如く不調に終り農會内にもかく紛糾を見るに於ては却つて拂下に應ぜざる方可ならずやなご主張する者市當局の非を喝らし其取る所の手段が餘りに無方針なりと爲す者あり拂下契約期間に就ても種々の議論生じたるが二十三日午前十時より市役所に調査委員會を開き協議の結果前日に於ける委員決定通り年六百圓四ヶ年契約にて拂下ぐる事に決定したれば市會も委員報告通り同案を可決すべしと云ふ

図S2-2 汚物の払い下げ決定を報じた記事(大正7年3月24日『下野新聞』)

埴田町地内に設置することに決まった(『大正十三年 宇都宮市事務報告書』)。翌13(1924)年2月9日、塵芥焼却場敷地買収費追加予算が市会で提出・可決され、同年12月に市営塵芥焼却場が完成。10年余の懸案が解決した。なお、収集した汚物については、「一部ヲ農家ニ払下ケ他ノ一部ヲ焼却シテ」いた(『大正十四年 宇都宮市事務報告書』)。

### 人口増加による処理能力の限界

焼却場が完成したものの、「焼却量ハ未タ僅カ其ノ一部分」で、「搬出方法並ニ焼却ニ就テ」検討を続けていた(『昭和二年 宇都宮市事務報告書』)。そのため、昭和3(1928)年8月、これまでの「手挽車」から「塵芥運搬」用の貨物自動車(2トン積)を購入し、汚物処理の衛生化を図った(『昭和三年 宇都宮市事務報告書』)。

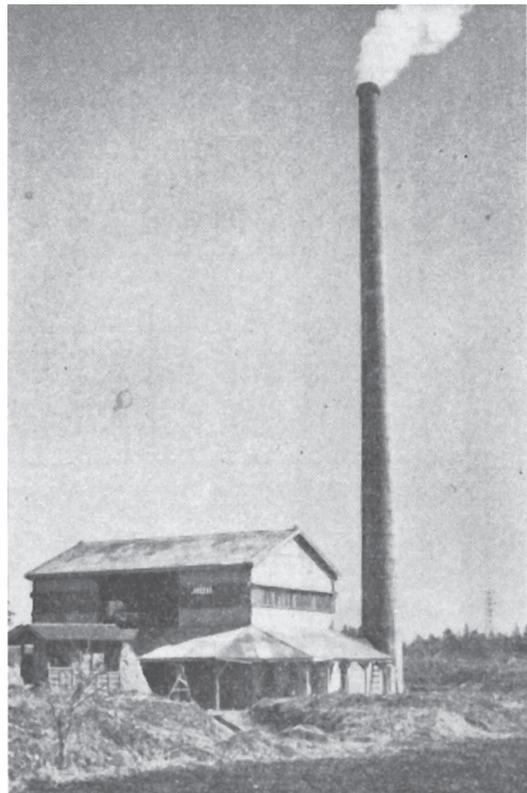
とはいえ、大正末期には市の人口が7万人を超え、汚物の搬出量が年々増加の一途をたどっていた。1台の貨物自動車だけでは搬出することが十分にできないという状況であった。焼却についても、半分は焼却できたが、残りは「外濠ノ埋立ニ又ハ近郊農家ノ肥料等ニ分与」していた(『昭和五年 宇都宮市事務報告書』)。

### 市営汚物焼却場の移転

こうした状況のなか、人口の増加による市街地拡張のため、焼却場の場所が公衆衛生上不適当であるとの意見が出ていた。さらに焼却能力の限界(『宇都宮市議会史 記述編1』)と焼却後の市内各所への埋め立てが難しくなり、市外へ搬出せざるを得ない状況になっていた(『昭和十年 宇都宮市事務報告書』)。

そのため、新たな候補地の選定をしていたところ、昭和9(1934)年8月、今泉町が名乗りを上げた。市立伝染病院移転の際、その敷地として市当局が買収することを予想して、地元民が購入していた同町に隣接する河内郡平石村大字上平出(現在の陽東3丁目)の山林1町6反(約1.59ha)余を今泉町が提供しようというものであった(『宇都宮市議会史 記述編1』)。

その後、今泉町有地内に汚物焼却場建設を求める声を地元選出の市議員が集約し、この年の9月15日の市会(第7回市会)に建議書として提出して全会一致で可決。同日、市会は「汚物焼却場敷地買収ノ件」を可決し、1,791円余で買収することとなった(『宇都宮市議会史 記述編1』)。



図S2-3 市営汚物焼却場(『宇都宮市六十周年誌』)

その後工事に着手し、昭和12(1937)年8月11日に竣工した。鉄筋コンクリート造りの建築で、焼却炉2基、1日に37.5t(従来は1日9.4t)の焼却能力を有する設備であった(『宇都宮市議会史 記述編1』)。焼却場移転と同時に、「塵芥運搬用自動車」を1台増やし、搬出能力の向上を図った(『昭和十二年 宇都宮市事務報告書』)。

## 2 下水渠の整備と改修

### 少しずつ進められた下水渠の整備

大正期に入ると、汚物掃除法に基づいて作業員の数を増やし、下水渠や井戸などの浚渫にあたった(大正4年7月5日『下野新聞』)。しかし「頓二戸数増加ト共ニ其区域拡大」(『大正五年 宇都宮市事務報告書』)し、「殊ニ水道開始以来ハ溝渠ノ不潔ヲ来セル結果当事業至難ノ状」(『大正六年 宇都宮市事務報告書』)態にあった。なお「水道開始以来」とは、大正5(1916)年3月に給水が始まった水道のことである。

そこで大正4(1915)年からは、下水渠の「漸次改修施行ノ方針ヲ立テ」(『大正七年 宇都宮市事務報告書』)、「小門町小田町扇町寺町清水町塙田町」(現在の塙田3丁目、栄町、仲町、大通り5丁目)などの「土地ノ低湿悪水ノ停滞」に悩まされていた地区で「悪水路ヲ深広ニシテ排水ヲ改善」するなど整備を行っていた(『大正五年 宇都宮市事務報告書』)。その結果、「私人ニ於テモ一般ニ注意ヲ喚起シ平素ハ勿論ニ季ノ清潔法施行ニ際シテモ注意戒告等ヲ受クルモノ、減少」(『大正七年 宇都宮市事務報告書』)するなど、一定

の効果が出てきてはいた。

とはいえ、下水渠の整備と拡張については、市の懸案事項としてしばしば問題化されていた。けれども、財政上の問題(巨費を投じて完成した水道のこと)を理由に市内中に下水渠の整備と拡張が実現された訳ではなかった。

### 財政上の問題で下水渠整備を後回し

水道通水後、「今後の市の問題」として「塵芥、商工」とともに「下水」のことについて新聞で取り上げられた(大正5年8月4日『下野新聞』)。記事では、「水道完成後の第一の問題は下水工事」であり、市当局側は下水工事を「参事会」(有給職である市長・助役および名誉職参事会員からなる執行機関)に提案するも退けられ、これに対して市会側が「不服の模様」だったと伝えている。

ここで興味深いのは、下水渠整備が遅々として進まないのは、単に財政上の問題だけではなく、水道のようにその「恩恵に浴し初めて加入する」という直接的利益を感じにくい点にあること、そして「市民の衛生思想の低級」なのは「此の一事に依る」と記事が指摘している点である。とはいえ、「大谷石を以て市全体にて十万円余を要せば完全なる下水工事」ができると「市当局は来年度に於て之を遂行せんとする意思を」もっていると伝えている。とはいえ、「今後着手す可きものとしては差当り下水工事」で「水道竣工以来下水工事は益々其の必要を認め」られるも、「本年度の土木費予算額」では無理なので、「単に下水の浚渫整理に勉むるの外なかるべし」と下水工事の声が後退してしまった(大正5年9月27日『下野新聞』)。

さらに、「下水改良問題」としてその費用

が「少くとも五十万円の工費を要す」が、「水道完成に就て市は多大の市債を有し殊に水道の収利」が覚束ない関係で「一時に巨額の工費を投ずるは事情」が「許さず已むなく一昨年来四五千円づゝの工費を以て水のはき場の悪き方面のみに対し部分的の工事を施」すのが精一杯であった(大正6年4月26日『下野新聞』)。

このように、下水をめぐる問題は喫緊の課題とは認識していても、財政上の理由でどうしても後回しにされ、「下水の浚渫整理」といった最低限の対応をせざるを得ない状況であった。

#### 下水渠整備を促す論調

なかなか進まない下水渠の整備について、新聞ではどのように伝えていたのだろうか。時期が異なる2つの記事から見てみよう。

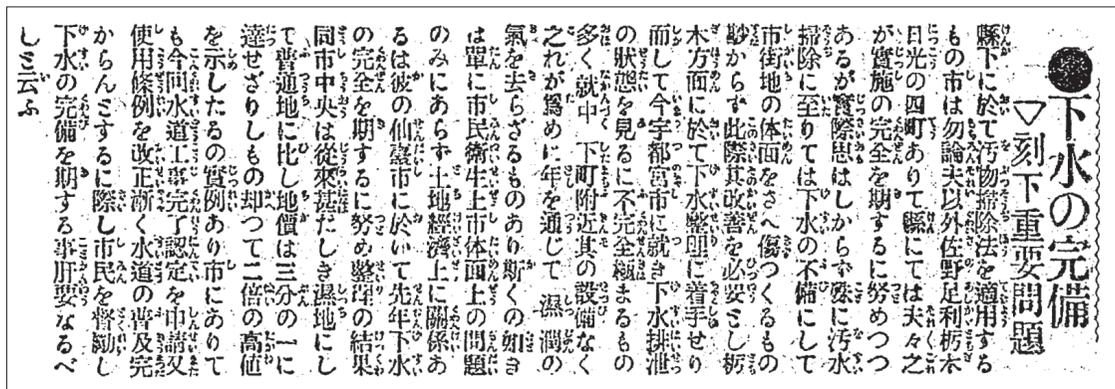
而して今宇都宮市に就き下水排泄の状態を見るに不完全極まるもの多く、就中、下町附近其の設備なく之れが為めに年を通じて湿潤の気を去らざるものあり。斯くの如きは単に市民衛生上市体面上の問題のみにあらず、土地経済上に関係あるは彼の仙台市に於いて先年下水の完

全を期するに努め、整理の結果、同市中央は従来甚だしき湿地にして普通地に比し地価は三分の一に達せざりしもの却つて二倍の高値を示したるの実例あり。市にありても、今回水道工事完了認定を申請又使用條例を改正漸く水道の普及完からんとするに際し市民を督励し下水の完備を期する事肝要なるべしと云ふ。(大正7年9月9日『下野新聞』：ルビは引用者、図S2-4)

「下水の完備」は市民衛生上の問題のみならず、「土地経済上」でも有益だと訴えている。単に衛生上どうしても必要というだけでは下水渠完備の論調が盛り上がらないので、経済という直接的な利益に訴えることで問題の本質を突いた論調となっている。

もうひとつ、上述の記事から5年後の記事である。

年々一万円からの用悪水路費を支出して一時の糊塗策を施してはみるが降雨期に際してはそれ等の策も全く用を為さず下水は遠慮なく道路に汎濫して悪臭は鼻を衝き其の不潔さは到底名状し難い所である(中略：市当局は)未だ何等の改造策を講じ得ないのである勿論之は当局の



図S2-4 下水渠整備問題を論じた記事(大正7年9月9日『下野新聞』)

施政宜しきを得ないばかりが原因でなく要するに経費問題が其の主因を為すものである(大正12年7月27日『下野新聞』:ルビと註は引用者)

この記事は、「一時の糊塗策」では「全く用を為さず下水は遠慮なく道路に汎濫」する状況を改善しようにも、結局は「経費問題が其の主因」で実現できていないと述べている。「未だ何等の改造策を講じ得ない」と指摘する記事が手厳しい。

こうした声(記事)は、大正末期まで断続的に出ていた。その度、財政難を理由に棚上げ状態のまま、下水道整備のために「起債に俟たねばならぬ宮市はそれを敢てするまでの財力もなければ英断もない」(大正13年5月16日『下野新聞』)とまで言われてしまっていた。

予算編成時期には、下水渠の整備が不完全な地区から「下水の改修或は之が新設に関して」「連日に互つて陳情書が提出されてゐる」(大正11年12月26日『下野新聞』)という状況だったという記事からは、土地が低いために大雨時の排水に悩まされている地区で暮らす人々の切実な思いが伝わってくる。

#### 下水渠整備における財政難の影響

限られた予算のなか、少しずつではあるが下水渠の整備や改修を行っていった。その結果、「鼻を蔽ふが如き下水路或は泥濘膝を没する道路も稀にな」るなど(大正11年10月13日『下野新聞』)、下水渠の環境が改善されつつあった。また、たとえば「旭町二丁目松ヶ峰通りの延長旭町一丁目に至る」下水渠では、「従来の石積に依らず、全部コンクリトで作

られ」るようになり、「行人には気持のいゝ感じを与へ」(大正13年7月23日『下野新聞』)などの効果も出ていた。このことは「市民の受くる利益は決して少くない」(大正11年7月13日『下野新聞』)とも見られていた。そして、こうした改修工事を「毎年度に於て之を継続すれば、宮市下水道の稍見べきものあるに至るであらう」(大正11年10月13日『下野新聞』)と期待を込めた意見をも得ることができた。

しかし、ある程度下水渠の整備や改修を行っていたとはいえ、財政上の理由から、下水渠を掃除する作業員の確保に困っていた。そうした窮状について、以下のように新聞では伝えていた。

下水の掃除は夏季に於て最も必要とするが、又最も困難とされてゐる。延長約二百里に達する宮市の下水は、全国他市のそれに比して極めて不潔不整頓と云はれてゐるが、今の処では之を改修する所か満足な掃除さへ望めない状態である。最近各所から下水に対する苦情がドシドシ出て来るけれども、市は只「どうも仕方がない」の一言で片付けてしまふ。延長二百里と云ふ下水を掃除する常備夫は僅かに二人で、一ケ年かゝつても全市の下水は廻り終へない。市では「金がないのだからなんとも困る。若し下水が堪へられない程きたなかつたら、各自共同して掃除を励行して貰ひたい」と云つてゐる(大正14年6月27日『下野新聞』)

下水渠にたまつた汚泥は、梅雨の時期や夏になると悪臭を撒き散らす。「此不潔を軽減せんが為め、市内全部に渡り、大々的に溝渠の浚渫を実行」(大正12年6月23日『下野新

聞])したくとも、「常備夫は僅かに二人」しかおらず、また人手を増やそうにも予算がなく、そのため市当局が「各自共同して掃除を励行して貰いたい」と市民に訴える状況であった。

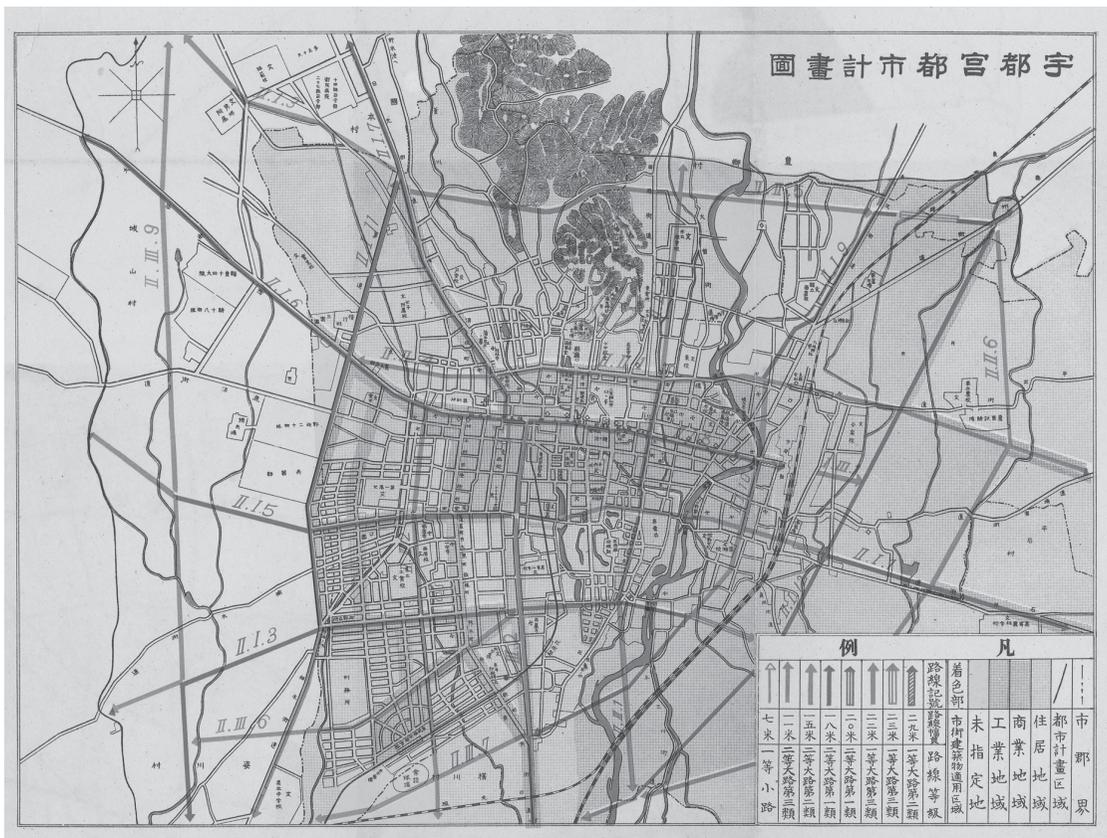
なお当時は、市主導で下水渠にたまった汚泥やごみなどを「清潔法」(大掃除)の名の下に年1回(市長が必要と認めた場合は随時)実施していた。またこの他にも、伝染病予防のため、6月から9月までの毎月10日と20日に各戸で下水渠やごみ溜や便所等を掃除したり、消毒と害虫駆除で使用された「石油乳剤」を散布する「衛生実行日」が設けられていた(『大正十二年 宇都宮市事務報告書』)。

### 下水渠改修工事の実現を訴える市民

昭和に入っても、状況は変わらなかった。下水渠の改修については、その大部分は地元からの陳情に基づいて施行していた。しかし、いざ実施となると、道路台帳がないために「道路敷ヲ確認スルコト」ができず「常ニ少ナカラス苦心」していた(『昭和三年 宇都宮市事務報告書』)。

予算が限られた中での対応について、市当局は必ずしも現状を是認していた訳ではなかった。そうした考えは、次の報告書の文面からにじみ出ている。

近時、<sup>ちくじ</sup>逐次改善ヲ加ヘラレツヽアルモ、未タ公私設共ニ不備ナルモノ多く、之ガ為メ下水溝



図S2-5 宇都宮都市計画図(昭和12年、個人蔵)

ハ浚渫ヲ為スモ一度降雨アラハ、忽<sup>たちまち</sup>二土砂崩入シ浚渫前ノ旧態ニ復シ下水溜ト化シ、夏季ニアリテ悪臭ヲ発散シ市ノ体裁並ニ公衆衛生上遺憾ノ点少シトセス。而カモ、溝渠浚渫ニ従事スル人夫少数ニシテ相当手不足ノ感アリ。将来之ガ改善ノ要アリト思料ス(『汚物掃除』、『昭和十二年 宇都宮市事務報告書』、句読点・ルビ：引用者)

年々増え続ける人口とその時々<sup>の</sup>天候によって、下水渠の状態は変化してくる。そうした中、「溝渠浚渫ニ従事スル人夫少数ニシテ相当手不足ノ感アリ」というのが現状であった。

そして予算の都合上、下水渠の工事が不完全だったため、雨水が増えると街路まで溢れ出し、加えて汚物が腐敗して悪臭を放つという状態の地区もあった。たとえば、昭和8

(1933)年9月、押切町(現在の三番町付近)の住民らが市長に対し、下水渠掃除の緊急処置とその改修工事の早期実現を訴え陳情書を提出した。陳情書によると、雨水による増水ばかりではなく、付近の工場から排出される汚水がところどころ「停滞」しているため、「汚物汚水は忽<sup>たちまち</sup>ち腐敗発酵し各種<sup>ばいきん</sup>の微生物発生し<sup>しか</sup>而も猛烈に繁殖するが故に衛生上」の弊害が少なからずあり、またこれによる悪臭で「物質的又精神的にも多大の損害<sup>こうむ</sup>を蒙り日夜不安に苛られつゝある」と切実な訴えを綴っている(昭和8年9月17日『下野新聞』)。

#### 下水渠の防火用水化

戦争という非常時が身近に感じられつつあった昭和12(1937)年4月、「戦時又は事変に際し航空機の来襲に因り生ずべき危害を防止し又は之に因る被害を軽減する」ため「防



図S2-6 紀元二千六百年記念事業として下水渠整備計画が浮上したことを伝える記事(昭和15年6月6日『下野新聞』)

空法」(法律第47号)が公布された(施行は同年10月)。その第1条には、市民が実施すべき項目として「防火」「防毒」「防疫」が挙げられていた(「防疫」は、昭和18年改正時に追加)。そのため、防火や衛生の観点から、川の水を引いて防火用水として利用するための下水渠整備が進められることとなった。

そして、「水利不便」な地区への下水渠工事が進められ(昭和14年12月15日『下野新聞』)、さらに昭和15(1940)年、「紀元二千六百年記念事業」として、宇都宮全市の下水渠への「通水計画」が立案された(昭和15年6月6日『下野新聞』、図S2-6)。計画では、田川や釜川など市内を流れる河川から水を引き、下水渠を通じて流すもので、総延長2万8,000mでさらに「貯水池プールを建設する計画も含まれ」、総工費はおよそ「十万円」で「これを三ヶ年計画で施行する予定」であった(昭和15年6月6日『下野新聞』)。

「この計画は防火用と衛生との一石二鳥」の「計画で市民間からも実現を期待されてゐ」たが、もうひとつの記念事業として「総合大運動場建設」も計画されていたため、「二事業の実現は豊でない市財政からのぞまれず」(昭和15年6月6日『下野新聞』)この計画は立ち消えてしまった。

翌16(1941)年、「二ヶ年継続事業として」、総延長6,917m、「工費三万七千三百余円」をかけて市内を流れる河川を利用した下水渠の防火用水化が計画された(昭和17年10月1日『下野新聞』)。この計画は、都市計画事業として進められていた(宇都宮市は昭和2年3月、勅令により都市計画施行地に指定)。戦時中ならでは計画だったが、実施されたかどうかは、資料等には記録が残されていない。

## 第2節 汚染問題と水害対策 —田川と釜川—

### 1 川の汚染と水車堰<sup>せき</sup>

#### 汚れていた田川と釜川

市内中心部を南北に流れる田川と市内中心部を北西から南東へと流れる釜川は、大雨が降るとたびたび氾濫をし、浸水等の被害をもたらしていた。加えて、近隣の住民らが家から出る汚物を川へ投げ捨てていたため、常に川は汚れていた。それにもかかわらず、「飲食物食器等を洗ひ、其の儘<sup>まま</sup>使用し居る状況」だったのでとても不衛生であった。そのような状況から、警察と市当局は臨時清潔法を励行。制札を立てたりするなど注意を促し、違反者は処罰の対象となった(大正4年7月29日『下野新聞』)。当時の汚れた釜川の様子を新聞は次のように伝えている。

…至る処腐敗した汚物は流れに淀みて、川幅こそ三間余もあらふが、水深僅か尺余の水底は

赤黒く濁り未だ曾て澄んで見えた時がない。殊に春秋二季の大掃除の際など沿岸の市民は、あらゆる塵埃<sup>じんあい</sup>や汚物を此の川に投げ込むので、汚い川は彌が上に汚くなるばかりである(大正8年6月26日『下野新聞』、句読点は引用者)

近隣の住民らによる川への汚物の投げ捨てのほか、年2回の「大掃除」の時に、敢えて汚物等を「川に投げ込むので」「水底は赤黒く濁り未だ曾て澄んで見えた時がない」という有様であった。そして記事では、釜川が汚いことの原因に、釜川沿いの水車業者と水車堰の存在を挙げている。

#### 水車堰をめぐる問題

釜川は治水と汚染の問題を抱えていた。特に、治水と下水をいかに両立させるかを考える上で、水車堰は大きな問題になっていた。釜川を利用する水車業者たちは、営業をはじめるにあたり市当局との間で「月五の日、即ち



図S-2-7 当時の汚れた田川の様子を伝えた記事(大正8年6月26日『下野新聞』)

五日十五日二十五日と月三回は各自営業を一時停止し堰浚ひを行行契約の下に許可を受けていた。しかし実際には、この契約が履行されていなかったようだ(大正8年6月26日『下野新聞』)。

水車堰をめぐる問題は、釜川のみならず田川でもあった。いずれも、汚れている川水が堰によってたまるため、そこから悪臭を放ち不衛生な状態になっていた。こうした事態から、水車堰の撤廃を求める近隣住民からの市側への陳情書が出てはいた。しかし、市当局は水車堰の撤廃には消極的だった。それは堰の用途が水車利用だけではなく、水田灌漑用にも利用されていたためだった(大正8年6月26日『下野新聞』)。

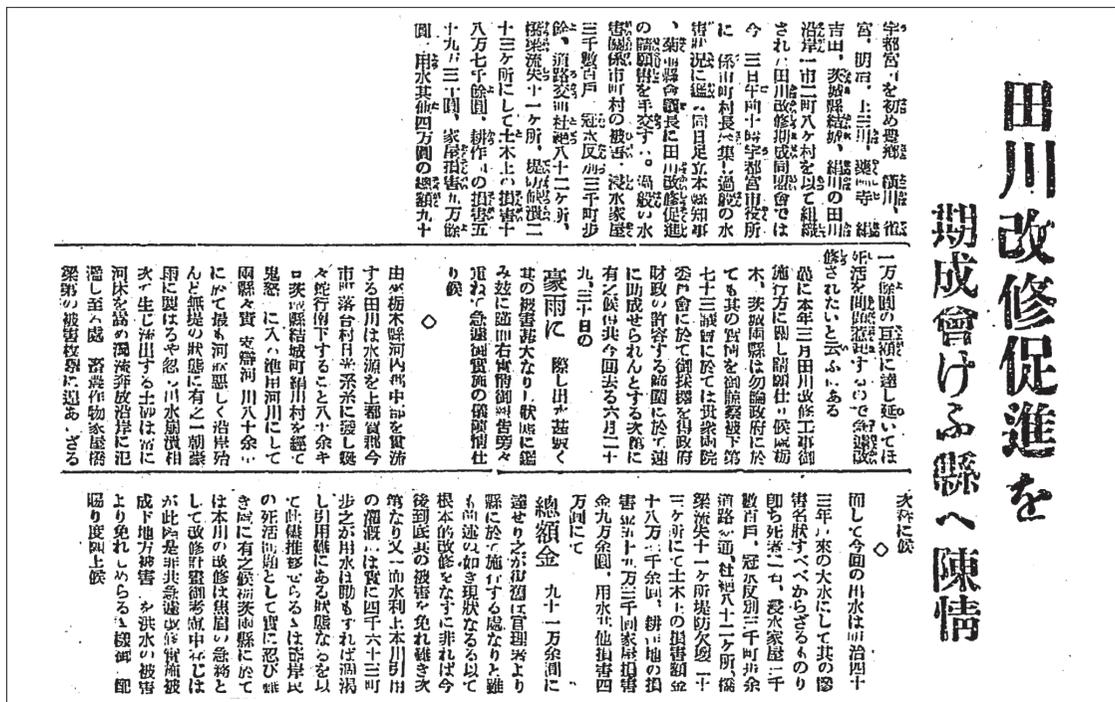
大正11年ごろから、釜川堰の撤廃案が出てきたものの(大正14年2月25日『下野新聞』)、大正期には堰の撤廃は実現できなかった。

た。しかし昭和に入ると、釜川の下流にある堰は撤廃された(『昭和七年 宇都宮市事務報告書』)。

## 2 田川改修運動と堰の撤廃

### 田川改修期成同盟会の結成

一方、田川の場合も釜川と同様、暴風雨による洪水被害と汚物投棄による汚染が問題となっていた。とりわけ、氾濫による洪水被害に悩まされていた下流の地域においても、田川の改修を望む声が高まっていた。そのような状況の中、昭和12年8月、田川沿岸の河内郡豊郷村、横川村、雀宮村、上三川町、明治村(現在の上三川町)、薬師寺村、吉田村(以上、現在の下野市)、下都賀郡絹村(現在の小山市)、茨城県結城郡結城町、絹川村



図S2-8 田川改修促進の陳情書を提出したことを伝える記事(昭和13年7月23日『下野新聞』)

(以上、現在の結城市)の11市町村が「田川改修期成同盟会」を結成し、共同歩調をとることとなった(『宇都宮市議会史 記述編1』)。

繰り返される田川改修工事の陳情  
翌13(1938)年6月29日から30日の暴風雨が発生し、死者2名、浸水家屋1,000戸以上

に達し、田畑は冠水し、橋が流され、道路が寸断されたりするなどの甚大な被害が出た(昭和13年7月23日『下野新聞』、図S2-8)。そのため、7月23日に関係市町村長会議を開催し、栃木県知事および栃木県会議長へ田川改修促進の陳情書を提出した。

その後、9月1日に再び水害に襲われたた

図S2-9 豪雨による県内の被害状況を伝える記事(昭和16年7月24日『下野新聞』)

め、5日には田川沿岸関係県会議員の協力を求めて同盟会が上京。内務省と大蔵省を訪れ、詳細な被害状況を具申し、改修工事の早期実施を陳情した。翌15年にも、同盟会の陳情が内務省と大蔵省、栃木・茨城両県知事に繰り返された。そしてこの年の8月5日の台風で、また田川が氾濫したため、15日には沿岸の関係地主が共同で栃木・茨城両県知事に陳情書を提出した。

### 昭和16年の大豪雨

昭和16年7月22日から23日にかけて、栃木県内では30年来という大豪雨に見舞われた。宇都宮市内では、この豪雨による田川の増水で大きな被害が出ていた。特に22日夜に千波町の堤防が決壊したことで、北は東埜田や大曾、南は築瀬町にかけての田川右岸一帯が浸水。橋が流され、宇都宮駅から大工町付近の大通りが寸断され(昭和16年7月24日『下野新聞』)、また浸水した家屋は4,000戸以上に達した(昭和16年8月15日『宇都宮市報』第239号)。

8月8日、この水害に対して同盟会長の入江操宇都宮市長は、県選出の代議士や県会議員らとともに内務省と大蔵省に陳情を行った。また8月13日には、天皇・皇后両陛下より救恤御下賜金(皇族などから被災者等へ送られる寄付金)が下賜された。

### 国費による治水工事の決定

度重なる田川の氾濫に対し、内務省は昭和17(1942)年7月14日の省議で、田川治水を国費支弁で実施することを決定。治水工事の概要は、河内郡豊郷村地内から鬼怒川までの約7kmにわたり、幅7mの運河を開削し、田

川が洪水の場合にはここに分水しようとするものだった。総工費400万円、18年度から3カ年計画で予定していた。

しかし大蔵省は、資材などの理由で難色を示し、内務省との協議も進展しなかった。そこでこの年の10月8日、同盟会や県会側らが協議をし、田川を「国庫直轄河川に編入」してもらうことを政府に陳情を行うこととなった(昭和17年10月9日『下野新聞』)。けれども、戦局の激化などから改修問題は棚上げとなってしまい、本格的な改修は戦後まで待たねばならなかった。

### 田川堰の撤去

当時、田川には7カ所の水車堰があり、これが氾濫の一因となっていたため、市当局は水車堰の撤去が水害防止に必要と考えていた(『宇都宮市議会史 記述編1』)。特に市当局が堰の撤去を求めていたのは、千波堰(今泉町：埜田町入会)、小袋堰(博労町：小袋町入会)、宿郷堰(宿郷町：小袋町入会)、押切堰(押切町)の4つの堰だった(入会とは、共同利用を行う慣習的な物権のこと)。しかし、4ついずれもが水車業者から堰の撤廃を反対されていた。そこで市当局は、この問題をそのまま放置できないと判断。市会に諮り、昭和13年2月25日の市会(第2回市会)で「河川汎濫ニ依ル災害芟除」のための「治水工事施行ノ件」を可決した(昭和十三年『宇都宮市会決議書』)。

この年の6月29日から30日にかけての暴風雨で田川が氾濫し大きな被害を受けると、翌7月27日、落合慶四郎市長は沿岸町会長と関係市会議員らを招き、田川堰撤去による関係町寄附負担額割り当てと撤去による水車

業者の失業に対する補償について協議し、市と関係町による総事業費の分担や実行委員を選出した。しかし、補償額をめぐる水車業者と対立し、撤去問題は暗礁に乗り上げてしまう。9月1日の暴風雨による洪水で沿岸住民が多大な被害を受けると、撤去促進を求める声が強くなってきた。

その後、市当局は交渉打開のため県に撤去を申請すると、水車業者側も宇都宮警察署に調停依頼を行った。調停は進み、押切堰を除く千波、小袋、宿郷の3つの堰の補償額を増額することで交渉が成立。昭和14(1939)年3月7日の市議員協議会がこれを認め、増額分は未解決だった押切堰の補償費に振り当て、撤去工事は年度内に着手することで意見がまとまった。残りの押切堰についても、この年の末に撤去交渉が成立し、水車堰の撤去問題が解決した(『宇都宮市議会史 記述編1』)。

とはいえ、これによって田川の水害と汚染問題がすべて解決した訳ではなかった。とりわけ、汚染については、戦後も近隣住民らによる川へのごみ投棄が続いたことと、環境衛生への意識の低さ、加えて沿岸の工場からの排水による汚染問題が重層的な形となって市当局を悩ませ続けることとなる。

